

柳川市公告第70号

市有財産（動産）の売却処分について次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月14日

柳川市長 金子健次

1 一般競争入札に付する市有財産（動産）及び予定価格 別紙のとおり

2 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用し、入札を行う。入札に関する手続については、当市が別に定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約（紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるガイドラインを含む。）に従って行う。

3 参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する柳川市職員
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けている団体又はその関係者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 当市が定めるインターネット公有財産ガイドライン及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、又は遵守できない者
- (8) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

4 入札参加申込みについて

入札参加希望者は、売却システムで仮参加申込を行った後、次の書類を提出すること。

- (1) 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼同意書
- (2) 公的機関が発行する証明書（申込者の住所及び生年月日が分かる証明書に限る。）

（マイナンバーカードの写し、運転免許証写し、資格確認書の写し等。法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項全部証明書）

※ (1)及び(2)の書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

5 受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和7年4月14日から令和7年5月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※ 郵送での提出は、令和7年5月1日までの消印有効とする。

- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

※ 4月14日については、午後1時から午後5時まで

※ 5月1日については、午後2時まで

- (3) 受付場所 〒832-0061 福岡県柳川市本城町4番地2
柳川市消防本部3階 総務課 総務係

6 契約条項を示す場所・期間

- (1) 場所 柳川市 消防本部総務課総務係
柳川市ホームページ

<https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/bosai/shobo/kasaiyobo/9703.html>

- (2) 期間 令和7年4月14日から令和7年5月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※ ホームページ上は、期間終了まで閲覧できる。

7 開札及び落札者決定について

開札日時 令和7年5月27日 午後1時以降

落札者には、柳川市から入札終了後、あらかじめK S I 官公庁オークションのログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信する。

8 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札価格が最低落札価格未満の額である入札
- (3) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (4) その他入札に関する法律その他の条件に違反した入札

9 入札保証金

参加申込物件ごとに保証金を納付すること。保証金額は、予定価格の100分の10とする。納付方法は、売却システムを使ったクレジットカード払いのみとする。

10 落札者の決定方法

入札終了後、当市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじ（自動抽選）により決定する。

11 契約書の提出

落札者は、令和7年6月6日午後5時までに、契約書を5の(3)の受付場所に提出しなければならない（郵送の場合は、当日消印有効）。契約保証金の額は、納付済みの入札保証金の額と同額とする。

なお、入札保証金は、契約保証金に全額充当するものとする。ただし、期間内に契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還は行わない。

12 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、令和7年6月10日午後4時30分までに売払代金の残金を一括して納入すること。

※ 契約保証金を売払代金の一部に充当するので、それを差し引いた売払代金の残金を納めることとなる。

落札者は、その責任において物件の登録等を行い、登録等に係る費用は落札者の負担とする。ただし、落札者が支払期日までに売払代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは、契約を解除し、契約保証金の返還は行わない。

所有権は、売払代金の残金の納付の確認がとれた時に移転するものとする。

1 3 引渡しについて

- (1) 売却財産の引渡期限は、令和7年6月17日とする。また、それに関する費用その他の必要な費用は、全て落札者の負担とする。
- (2) 引渡しは、落札者と協議の上行う。輸送等の手配が必要な場合は、落札者の負担により手配すること。

1 4 その他

- (1) 売却予定財産は経年劣化、傷その他の不具合が多数あることもある。落札者は、契約締結後、当該財産に隠れた^{かし}瑕疵があることを発見しても、売払代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (2) 当市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び契約書を必ず熟読すること。

別紙

インターネット公売出品一覧表

No.	財 産 名	予定価格 (円)	入札保証金額 (円)
1	消防指揮車(トヨタ 平成18年初度登録)	200,000	20,000